第五号ロ中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百条の二第一項第二号（同令第百十三条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣　馳　浩

高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　教育課程等
　第一節　通則（第二条―第五条）
　第二節　専攻科の通信制の課程の教育課程等の特例（第六条―第八条）
第三章　教員（第九条―第十一条）
第四章　施設（第十二条―第十四条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　学校教育法施行規則第百条の二第一項第二号（同令第百十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるもの（以下「専攻科」という。）の課程の基準については、この告示の定めるところによる。

第二章　教育課程等

第一節　通則

（単位の授与）

第二条　専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、高等学校の定めるところにより、審査、試験その他の高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

第三条　専攻科の課程における各授業科目の単位数は、高等学校において定める。

2　専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

二　実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三　一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

3　前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業の方法）

第四条　専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるものであって、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2　前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

（専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了要件）

第五条　専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了の要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第二節　専攻科の通信制の課程の教育課程等の特例

（通信教育用学習図書等による授業科目の単位数）

第六条　専攻科の通信制の課程における通信教育用学習図書その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれらにより学修させる授業（次条において「通信教育用学習図書等による授業」という。）又は主として放送その他の多様なメディアを利用した指導による授業（第四条第一項に規定するものを除く。次条において「放送等による授業」という。）の授業科目について単位数を定めるに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、四十五時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等による学修をもって一単位とする。

第七条　一の授業科目について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業と面接指導による授業又は第四条第一項の方法による授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

（専攻科の通信制の課程における全課程の修了の要件）

第八条　専攻科の通信制の課程における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得すること

二　百二十単位時間（一単位時間の標準は五十分とする。）に当該課程の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の面接指導による授業を履修すること

第三章　教員

（専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の教員数）

第九条　専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2　前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

（専攻科の通信制の課程の教員数）

第十条　専攻科の通信制の課程における教員の数は、別表第二に定める数以上とする。

2　前項の教員の数の半数以上は、専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。